

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年11月16日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年11月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第50号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」に改め、同表の2の項の(1)中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同項の(2)中「第2条第1項第2号ロ」を「第3条第1項第2号ロ」に改め、同項の(3)中「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」に改め、同項の(4)及び(5)中「第2条第1項第2号ニ」を「第3条第1項第2号ニ」に改め、同表の4の項の(1)中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同項の(2)中「第2条第1項第2号ロ」を「第3条第1項第2号ロ」に改め、同表の6の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同表の7の項の(1)中「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」に改め、同項の(2)中「第2条第1項第2号ニ」を「第3条第1項第2号ニ」に改め、同項の(3)中「第2条第1項第2号ホ」を「第3条第1項第2号ホ」に改め、同表の8の項中「第2条

第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同表の9の項中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に改め、同表の10の項中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同表の11の項中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改める。

別表第2の1の項の(1)中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同項の(1)のア中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同項の(2)中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同表の6の項の(3)中「第2条第1項第2号ホ」を「第3条第1項第2号ホ」に改め、同表の8の項の(1)中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改める。

別表第3の1の項中「第2条第1項及び第2項」を「第3条第1項及び第2項」に、「0.65パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表の2の項から4の項までの規定中「0.65パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表の備考の(12)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

(経営支援課)